〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-21-13 ウェストパークタワー池袋 1104 TEL:03-6907-3595 FAX:03-6907-3596

大滝·馬場人事劳務研究所便り

就業規則に「懲戒処分」明記も! 企業に求められる「マタハラ」防止対策

◆就業規則に「マタハラ懲戒」

厚生労働省は、妊娠や出産を理由とした職場における嫌がらせを意味する「マタニティ・ハラスメント(マタハラ)」の防止対策の1つとして、企業が対処方針を就業規則などに明記し、加害者を懲戒処分とすることなどを求める指針案を示しました。

この指針は今年3月に成立した改正男女雇用機会均 等法などに基づくもので、来年1月の施行に合わせて運 用が始まる予定です。

◆マタハラ・育休に関する相談が増加

2015年度に全国の労働局の雇用均等室に寄せられたマタハラに関する相談件数が 4,762件となり、過去最多を 2年連続で更新しました。4,000件を超えたのは初めてのことです。

相談内容で最も多かったのが、「婚姻や妊娠、出産を理由とした不利益取扱い」で 2,650 件(前年比 17.7 ポイント増)、次いで「育児休業での不利益取扱い」が 1,619件(同 20.8 ポイント増)となっています。

近年、マタハラが社会問題化しており、認知が広がっていることも影響しているようです。

◆解釈通達も確認を

妊娠を理由とした降格が男女雇用機会均等法に違反するとした 2014 年 10 月の最高裁判決を受け、厚生労働省は「妊娠・出産・育児休業等の事由を『契機として』不利益取扱いが行われた場合は、原則として妊娠・出産・育休等を『理由として』不利益取扱いがなされたと解され、法違反」とする通知を労働局に出しています。

これに関しては、同省から「妊娠・出産・育児休業等を契機とする不利益取扱いに係るQ&A」が出ています



ので確認しておきましょう。

◆就業規則の確認、防止体制の整備を

冒頭で述べたとおり、厚生労働省の指針案では就業 規則等に「懲戒処分」に関する規定を盛り込むことで、 加害者に対して厳しく処分することを求めています。

この他にも、マタハラ防止のための周知・啓発や相談体制の整備、再発防止策などを求めていますので、企業としては、今一度しっかりと自社の就業規則、マタハラ防止体制などを確認しておくことが必要です。

10月から社会保険の加入対象者が拡大します!

今年10月から、厚生年金保険・健康保険(社会保 険)の加入対象者が広がります。

現在は、一般的に週30時間以上働く人が社会保険の加入対象となっていますが、10月からは従業員501人以上の企業において週20時間以上働く人などにも対象が拡大されます。

なお、平成 31 年以降は従業員 500 人以下の事業所 も適用予定です。

◆加入・適用のメリットは?

- (1) 将来もらえる年金が増える。
- (2) 障害がある状態になり日常生活を送ることが困難になった場合なども、より多くの年金がもらえる。
- (3) 医療保険 (健康保険) の給付も充実する。
- (4) 自身で国民年金保険料・国民健康保 険料を支払っている場合は現状より保険 料が安くなることがある。

◆新たに加入することになる対象者とは?

- (1)1週間の所定労働時間が20時間以上
- (2) 月額賃金が 88,000 円以上 (年収 106 万円以上/残業代や交通費などは含まない)
- (3)継続して1年以上雇用されることが見込まれている

◆助成金の活用も視野に

社会保険の適用拡大は、従業員だけでなく事業主の負担も増えることになります。

したがって、仕事内容を見直したり、人 員削減や配置換えを考えたりする必要が出 てくるケースもありますが、それと並行し て助成金の活用も視野に入れるとよいでし ょう。

平成28年4月から、キャリアアップ助成金が拡充されています。従業員の所定労働時間を「週25時間未満」から「週30時間以上」に延長し、厚生年金保険などの被用者保険を適用した事業主に対し、労働者1人あたり20万円(大企業は15万円)が助成されます。

なお、10月以降は、労働の所定労働時間を5時間以上延長し、厚生年金保険などの適用対象とした場合に助成(助成額は同額)されます。

~当事務所よりひと言~

今回の判例は、派遣会社Aに1年間派遣労働者として雇用されて いた元従業員 B が別な派遣会社 C に転職し、同じ派遣先で派遣 就労したことに対して A 派遣会社が元従業員 B に対して、A 派 遣会社の競業禁止規定に違反するとして損害賠償を求めた事案 です。東京地裁平成27年10月30日判決は、従業員は1年間勤 務したに過ぎず、3年の競業禁止は長すぎること、割増賃金も未 払いであったことから転職の禁止に合理性はなく公序良俗に違 反し無効であると判断し、A会社が敗訴しました。従業員が競業 関係にある他の派遣会社へ転職することは、形式上・文言上は、 競業禁止規定に抵触すると考えられます。しかし、従業員には憲 法第 22 条で職業選択の自由が保障されており、退職後の転職を 禁ずる競業禁止規定は、その目的、在職中の従業員の地位、転職 が禁止される範囲、代償措置の有無等に照らし、転職を禁止する ことに合理性があると認められないときは、公序良俗に反するも のとして無効になるものと思われます。会社が派遣事業を行うた めに負担する顧客開拓・維持の費用あるいは業務拡大の期待利益 については一応保護に値する利益と考えられます。しかし1年勤 務したに過ぎない従業員に対する職業選択の自由の制約として みた場合、本件競業禁止規定が定める要件は、①抽象的(「在職 中知りえた客先」「競業業者を含むその他の会社」)な内容であっ て幅広く転職が禁止されることになること、②禁止される期間も 3年間の競業禁止期間は従業員の勤続期間1年と比較しても非常 に長いと考えられること、また、③従業員からとった誓約書につ いても、期間の限定が全くないことから、いずれも従業員に過度 の制約を強いているものとして会社が敗訴するのは当然であっ たと考えます。(大滝)

仕事と育児の両立を望む男性の後押しをしようと、政府は平成28年度に、男性の育児休業取得者が出た企業に対する助成金を新設しました。厚生労働省の調べでは約3割の男性が育休を取得したいと答える一方、実際の取得率は2.3%(26年度)にとどまっています。男性が育休を取得しやすい環境を整えることで、出産後の女性の就業継続や少子化対策につなげる狙いです。この「出生時両立支援助成金」は過去3年内に男性の育休取得者がいなかった企業を対象に、1人目の取得者が出れば中小企業(300人未満)は60万円、大企業は30万円、2人目以降は一律15万円を支給する内容です。 助成金の支給には、管理職による声がけや男性の育休取得を促すパンフレットの配布、ポスター掲示といった「取得しやすい雰囲気の醸成」を企業が行い、かつ取得者が出ることを条件としています。皆さんの職場では、男性が育児休業を取ることのできる職場環境が整っていますか?(馬場)